

平成25年12月4日

## 第46回都市計画審議会議事録

足立区役所 特別会議室（中央館8階）

#### 第46回足立区都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成25年12月4日(水)  
午前10時00分開会  
午前11時21分開会
2. 場 所 足立区役所 中央館8階  
災害対策本部室(特別会議室)
3. 出席委員  
(1) 委員現在数 21名  
(2) 出席委員数 20名  
長塩英治(委員) 野沢太三(委員)  
松本昭(委員) 馬場信男(委員)  
あかし幸子(委員) 吉岡茂(委員)  
くぼた美幸(委員) 有馬康二(委員)  
山崎健(委員) 小林英一郎(委員)  
田中忠穂(委員) 宮崎十三(委員)  
岡田英樹(委員) 小野稚子(委員)  
鯨井良一(委員) 板谷和也(委員)  
榎本憶人(委員) 直江なおみ(委員)  
谷口敬志(臨時委員) 鈴木和雄(臨時委員)
4. 出席専門委員  
石川義夫 工藤信 岡野賢二 鯨井利昭  
土田浩己 服部仁
5. 出席幹事  
増田治行 真鍋兼 八鍬一生 田中靖夫  
成井二三男
6. 出席説明者  
高橋竹の塚整備推進課長 長島みどり推進課長
7. 事務局等出席者  
宇田川 中木原 島田 中村 近藤 戸張 國井  
赤坂 中澤 堀 佐伯 鈴木 関谷 水野 五十嵐
8. 議 事  
(1) 審議事項1件  
(2) 報告事項4件  
(3) その他
9. 議 題  
第1号議案 東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)について

#### 報 告

- 1) 都市再開発方針等の改定について
  - 2) 竹ノ塚駅周辺地区(中央ブロック)地区まちづくり計画について
  - 3) 西新井栄公園の都市計画変更について
  - 4) 川口市の都市計画変更について
10. 議事の経過

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名します。

平成 年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

真鍋幹事 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、足立区都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私は、司会を務めます都市建設部住宅・都市計画課長の真鍋でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、前回、第45回足立区都市計画審議会より委員の変更がございました。後任の委員をご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でございますが、その場でご起立願います。

東京スマイル農業協同組合代表理事専務、田中忠穂様。

田中委員 こんにちは。東京スマイル農業協同組合の田中忠穂と申します。前任者の青木榮が、体調不良のため、私どもの組合の役員を退任いたしました。後任として私が選任されましたので、前任者同

様よろしくお願いいいたします。

真鍋幹事 田中様、ありがとうございました。

それでは、これより議案審議を始めさせていただきます。これからの議事の進行につきましては、長塩会長、よろしくお願いいいたします。

長塩会長 おはようございます。いよいよ師走でございますけれども、本年最後の審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第46回足立区都市計画審議会を開会いたします。

まず初めに、事務局から本日の資料確認と審議議案について説明してください。

真鍋幹事 それでは、皆様に事前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。

次に、委員名簿でございますが、大変恐縮でございます、本日、皆様の席上にお配りしました委員名簿が最新のものでございます。「平成25年12月4日 第46回足立区都市計画審議会配布資料」とあるものにお差しかえ願いたいと思います。大変申しわけございません。なお、事前にお配りしました古い委員名簿につきましては、事務局で処分させていただきますので、お帰りの際、席に置いていただきますよう、よろしくお願いいいたします。

次に、本日の席次表でございます。

次に、「第46回足立区都市計画審議会議案書（計画図書）」とある議案書一つづり。表紙が白色のものでございます。

次に、同じく「第46回足立区都市計画審議会議案説明資料」とございます議案説明資料一つづり。表紙が黄緑色のものがございます。

続いて、「都市再開発方針等の改定について」と記載しております報告説明資料1、一つづり。表紙があさぎ色のものがございます。

次に、「竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画について」と記載されております報告説明資料2、一つづり。表紙が桃色のものござ

います。

次に、報告説明資料2の別冊資料としまして、竹ノ塚駅周辺地区の現況の写真を一つづりご用意させていただきました。

次に、同じく別冊資料の2としまして、「竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画（案）」の一つづりをご用意させていただきました。

次に、「西新井栄公園の都市計画変更について」とございます報告説明資料3、一つづり。表紙が青色でございます。

次に、「川口市の都市計画変更について」とあります報告説明資料4、一つづり。表紙が黄色のものでございます。

以上が本日の議案審議に使う資料でございます。不足している資料等ございましたら、恐れ入りますが、事務局までご一報願います。よろしくお願いいいたします。 よろしいでしょうか。はい。続けさせていただきます。

このほか、参考資料としまして、足立区基本計画、足立区都市計画マスタープラン、また、足立区緑の基本計画、足立区都市計画図 及び は会場にご用意してございます。皆様の席上に配付してございませんが、必要なものがございましたら、適宜事務局へお声がけいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

また、今まで確認いただきました資料の、白色の議案書と、表紙が黄緑色の議案説明資料の関係について、ご説明申し上げます。議案書は都市計画決定のための計画図書でございます。議案説明資料は、議案書を補足説明するためにご用意しました資料でございます。

あわせて、皆様のお席にございますモニターの使い方についてご案内いたします。皆様の席のモニターでございますが、あまり性能がよくございません。本日の説明につきましては、お手元の資料をごらんいただくことを基本に資料作成しております。説明の際は、お手元の資料をごらんいただきますよ

う、お願いいたします。また、モニターにつきましては、説明をしているページをお示しするために使用したいと思います。そのようにご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

また、特別にモニターを見ていただきたい場合については、そのとき申し上げます。よろしくお願いいたします。

引き続き、本日の議案でございます。議案が1件、報告事項が4件でございます。恐れ入ります、皆様、お配りしております次第をごらんいただきたいと思います。

議案でございますが、第1号議案としまして「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」でございます。

報告事項につきましては、報告1「都市再開発方針等の改定について」、報告2「竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画について」、報告3「西新井栄公園の都市計画変更について」、報告4「川口市の都市計画変更について」でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

長塩会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、委員の出席状況を事務局から報告願います。

真鍋幹事 事務局からご説明いたします。本日は、定数21名のところ20名のご出席をいただいております。過半数のご出席を賜っておりますので、本審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

長塩会長 ありがとうございます。

なお、議事録署名人は私と野沢委員さんが務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」、真鍋住宅・都市計画課長から説明願います。

真鍋幹事 住宅・都市計画課長の真鍋です。それでは、第1号議案のご説明をいたします。恐れ入り

ます、議案書1ページをごらんください。第1号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」、上記の議案を提出いたします。平成25年12月4日、提出者は足立区区長、近藤弥生でございます。

生産緑地地区の一部を別途計画図書のとおり変更いたします。

提案理由でございます。東京都市計画生産緑地地区を変更するにあたり、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入ります、議案書の2ページをお開きください。都市計画の案の理由書でございます。

種別・名称は、記載のとおりでございます。

今回の都市計画案の提案の理由でございます。

農地は都市に食糧を供給するとともに、都市の少ない緑として区民に潤いを与えるだけでなく、都市の大切なオープンスペースとして、地震や火災から区民の命を守る貴重なまちの資源であり、農地の持つ環境保全や景観といった多面的な機能を、まちづくりの資源として生かしていく必要がございます。

このため、平成22年5月に改定しました足立区基本計画では、生産緑地の保全を前提に、平成28年度における生産緑地地区の面積を40ヘクタールとして目標を定めております。なお、公共施設等の用地、買い取り等に伴う行為制限の解除がありましたので、面積約1.394ヘクタールを削除することとなりました。また、1地区の追加申請がございました。面積は0.036ヘクタールを追加するものでございます。

なお、これらの変更後の生産緑地地区面積は約34.12ヘクタール、指定件数が219件となります。

引き続き、恐れ入ります、3ページをごらんいただきたいと思います。都市計画生産緑地地区を次のように変更いたします。

第1の種類、面積については、記載のとおりでございます。

第2の削除地区と、次の4ページ、第3の追加地区につきましては、後ほど議案説明資料でご説明申し上げます。

恐れ入ります、次に5ページをごらんいただきたいと思ひます。新旧対照表でございます。表の一番下をごらんいただきたいと思ひます。変更前の合計でございます。226件、35万4,800平方メートルから、変更内訳、削除が10件、1万3,940平方メートル。追加が1件、360平方メートル。変更後の計としまして、219件、34万1,220平方メートル、約34.12ヘクタールとなります。

ここからのご説明でございますが、議案説明資料をごらんいただきたいと思ひます。議案説明資料のご説明を申し上げます。

1の趣旨、目的でございますが、議案書の提案理由と重複いたします。省略させていただきます。

2の(1)、削除地区について、10件でございます。各変更地区についてご説明申し上げます。

地区の全部を削除いたしますのは、表内左側に地区番号を記載しております、25番、67番、68番、199番、226番、266番、274番の7件でございます。

地区の一部を削除いたしますのは、148番、186番、212番の3件でございます。

2、(2)の追加地区でございますが、122番の1件でございます。

恐れ入ります、引き続き2ページをごらんいただきたいと思ひます。位置図となっております。位置図右下の凡例に、地図内の黒丸部分が今回削除となる地区でございます。また、地図上の西側でございます、鹿浜地区に二重丸のところ記載されていると思ひますが、こちらが追加となる変更地区でございます。各地区の変更詳細につきましては、順次ご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案説明資料の4ページをごらんいただきたいと思ひます。右下の凡例は地区の概要を記載させていただいております。地区番号25番、位置は入谷一丁目2番でございます。モニター等もごらんいただくと、位置を示してございます。

当地区の変更理由でございますが、主たる従事者が死亡にて買い取り申し出がなされました。1カ月間、区及び都に照会いたしましたが、買い取りの希望がございませんでした。その後、2カ月間、農業従事者にあつせんいたしました、所有権の移転がなされなかったため、生産緑地法の8条に基づく行為制限が解除となりました。この結果、地区の全部、770平方メートルが削除となります。図中の黒塗りで表示している部分が削除地区でございます。

恐れ入ります、5ページでございます。モニターにも表示しておりますが、地区の写真となっております。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思ひます。変更箇所でございますが、2地区でございます。図面中央でございます地区番号67番、西伊興一丁目、地区番号68番も同じく西伊興一丁目でございます。こちら主たる従事者の死亡により買い取り申し出がなされましたが、買い取り希望もなく、農業従事者にあつせんするも所有権の移転がございませんでしたので、先ほど同様、生産緑地法第8条に基づく行為の制限が解除となりました。このため、67番、68番の地区全部が削除となります。

続きまして、7ページをごらんください。モニターにも表示してございます。67番地区の現況の写真でございます。

続いて、8ページ、9ページでございますが、こちらは68番の現況の写真でございます。

引き続き、10ページをごらんいただきたいと思ひます。図面は中央部分でございます。地区番号122番、鹿浜一丁目12番でございます。こちらについては、先ほどもご説明しましたが、追加指定がございました。ちょっと図面では見づらいかと思ひ

ますが、右側の横しみの部分、360平方メートルを追加するものでございます。追加後の面積は990平方メートルとなります。

続いて、11ページをごらんいただきたいと思えます。同じくモニターにも表示させていただいております。追加部分の現況の写真でございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思えます。図面の上部中央付近でございます。地区番号が148番、平野三丁目8番でございますが、こちらは160平方メートル部分が道路となり、公共施設に転用されました。このため、生産緑地法に基づく行為の制限が解除となりました。変更後の面積でございますが、1,590平方メートルでございます。

続いて、13ページをごらんください。こちらは生産緑地から転用された道路部分を写しているものでございます。

次に、14ページをごらんください。変更箇所は3地区でございます。図面の左上、地区番号186番、扇二丁目42番は、主たる従事者の死亡により買い取り申し出が出され、区及び都に照会しましたが、買い取りの希望はございませんでした。また、農業従事者にあせんするも所有権の移転がなされなかったため、行為の制限が解除となりました。変更後の面積が1,080平方メートル、一部削除となります。図面右側半分の黒色部分が削除する部分でございます。

続いて、図面の左上でございます。地区番号274番、扇二丁目43番でございますが、こちらも先ほど同様、主たる従事者の故障により行為制限が解除となりました。このため、地区の全部、1,010平方メートルが削除となります。

また、図面右上でございます。地区番号212番、興野二丁目31番の黒く塗った部分につきましては、地区の一部が平成7年に道路となりました。平成24年3月21日でございますが、足立区に道路敷地として無償の寄附を受けてございます。このため、所有権が移転するときに、面積を改めて精査しまし

たところ、10平方メートルの誤差がございましたので、このたび都市計画変更の手続を行ったものでございます。変更後の面積が1,250平方メートルとなります。

恐れ入ります、15ページをごらんください。15ページは地区番号186番の写真でございます。

続いて、16ページの写真でございますが、こちらは地区番号274番の写真でございます。

引き続き、17ページをごらんいただきたいと思えます。17ページは地区番号212番の写真でございます。モニターにも映し出しておりますが、四角く囲んだ部分が道路となった部分でございます。

恐れ入ります、18ページをごらんください。図面の中央に位置します地区番号199番でございます。扇一丁目22番でございます。こちら主たる従事者の故障 病気でございますが により買い取り申し出がなされ、区及び都に照会がなされましたが、買い取り希望はなく、農業従事者にあせんするも所有権の移転がなされなかったため、行為の制限が解除となっております。このため、地区の全部、1,180平方メートルが削除となっております。

引き続き、19ページをごらんいただきたいと思えます。199番の写真でございます。

引き続き、20ページをごらんください。図面中央に位置します地区番号226、竹の塚一丁目2番でございます。こちらは主たる従事者が2名ございましたが、それぞれ死亡、また故障のため買い取り申し出がなされ、その他、農業従事者にあせんするも所有権の移転がなされなかったため、行為の制限が解除となっております。このため、地区の全部、930平方メートルが削除となります。

引き続き、21ページをごらんいただきたいと思えます。226番の地区の写真でございます。

引き続き、22ページをごらんください。図面中央に位置します地区番号266番、鹿浜六丁目34番でございます。こちら主たる従事者の死亡によ

り買い取り申し出、また、農業従事者にあっせんいたしましたが、所有権の移転がなされなかったため、行為の制限が解除となりました。地区の全部、650平方メートルが削除となります。

引き続き、23ページをごらんいただきたいといます。こちらが266番の現況写真でございます。

以上、各地区の概要をご説明申し上げます。

恐れ入ります、24ページをごらんいただきたいといます。

3、生産緑地地区面積は記載のとおりでございます。

次に、4でございます。都市計画手続の変更の経緯と今後の予定をご説明申し上げます。

平成25年1月～7月の間、指定希望の調査を行いました。引き続き、25年8月20日に案の決定を行い、東京都知事への協議の申し出を行い、同月27日に意見なしとの回答を得ました。その後、25年9月27日～10月11日までの2週間、案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。本日、第46回足立区都市計画審議会に議案を提出、ご審議いただいているものでございます。今後の予定でございますが、12月20日に変更の告示を行う予定でございます。

以上で第1号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更」のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

長塩会長 それでは、第1号議案の審議をいたします。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いたします。

くぼた委員。

くぼた委員 くぼたと申します。よろしくお願いたします。

今、るる、さまざまな地域で緑地から変更になりますよということを丁寧に説明いただきまして、内容はよくわかったのですけれども、生産緑地が、やっぱりどうしても、さまざまな理由によって減って

いくのはやむを得ないと思うのですが、減る傾向がどうしても、これからも否めないのかなと。そうしますと、そもそも22年5月に基本計画を区は出していますけれども、この基本計画にうたっている、平成28年度に対して生産緑地面積を40ヘクタールにしていくのだという取り組み目標を区は持っていると思うのですが、それに対して、今回の、例えば緑地変更によって、35.48ヘクタールが34.12、徐々に減ってきた。今後もやっぱりこの辺は、鹿浜で増えるところも若干ありますけれども、ヘクタールとしては減るほうに行ってしまうのではないかなと。この辺の、区が目標としている40ヘクタールの取り組みに対しての決意と、現状、現実、今後の見通し、その辺はどのように考えているのか、それをちょっとお聞きします。

長塩会長 課長。

真鍋幹事 それでは、ご説明といたしますか、お答え申し上げます。

まず、現状でございますが、足立区内の農地につきましては、大きく、生産緑地地区に指定されている農地と、されていない農地がございます。これにつきましては、両方ともやはり農業従事者の方、減る原因の主なものなのですが、やはり相続が発生したときに減ってきてしまうものでございます。

足立区としましても、実は農業委員会または産業経済部とも連携を図りながら、何とか生産緑地ほか農地につきましても、維持・保全のために、例えばですけれども、体験農園型ということで、昨年のこちらの都市計画審議会でもご説明申し上げたのですが、農業従事者の皆様が土地を維持・保全できるような方策を区としても何とか取り組んでまいりたいというところで、これがある意味決意でございますが、先ほど申し上げたとおり、やはり農業従事者の方の相続のお話というのは結構根が深いものでございますので、そういったこともいろいろと、他の事例等も研究しながら維持・保全に努めてまいりたいと考えてございます。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 わかりました。その上で、ここで審議することとは 今の答弁はよくわかります。農業のほうにさまざまな追い風を当てていかなければいけないだろうということはよくわかるし、それに対して、この審議会でやる部分とはちょっと色が違うかなと思いますので、その辺の話はそちらのほうにお任せするとして、ただ、区としてできることというのは、具体的に何かあるのですか。

長塩会長 課長。

真鍋幹事 生産緑地も含めた農地の維持・保全で区でできることということでございますけれども、先ほどの説明と少し重なるかもしれませんが、やはり農業委員会、産業経済部と連携するとともに、生産緑地地区の指定をしている区が、足立区を含め周辺地区で確か10区ございます。そういったところと連携を図りたいと思います。保全をする策について。

もう1点、これはこの場で言うことではないのかもしれませんが、都市内の農地については、やはり税金がかなりかかっております。そういった税制改正というものも当然のことながら視野に入れて、足立区が課税しているものではないのですけれども、そういったものの情報収集をしながら、適宜、保全策については、区としても研究する必要があると考えてございます。

長塩会長 ほかに。

なければ、採決いたします。

本案につきまして異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長塩会長 異議なしと認め、第1号議案は異議のないものと決定いたします。

続きまして、報告に移ります。

報告事項1、「都市再開発方針等の改定について」、真鍋住宅・都市計画課長から説明願います。

真鍋幹事 住宅・都市計画課長、真鍋でございま

す。引き続き、私から報告、ご説明申し上げます。

都市再開発方針等の改定について、ご説明いたします。お手元の報告資料でございます。表紙があざぎ色、薄い水色でございます。報告説明資料1「都市再開発方針等の改定について」をごらんいただきたいと思います。

この改定につきましては東京都が行うものでございますが、今後、足立区にも影響するものでございますので、この場を借りましてご報告申し上げます。

最初に、1の趣旨、目的でございます。

東京都の都市計画、まちづくりのルールについてご説明申し上げます。足立区も含めました東京23区、特別区になりますが、こちらは最も上位の都市計画が都市計画区域マスタープランでございます。このマスタープランに基づきまして、市街化区域や市街化調整区域などの区域区分の決定方針、また、都市計画の目標、土地利用の方針、道路や公園などの、いわゆる都市施設の整備方針をこちらで定めてございます。また、その上位計画のもう1つとしまして、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、いわゆる3方針と呼んでございますが、こちらがでございます。

足立区も含めました特別区の都市計画は、これらの上位計画に即して行わなければならないとされており。そのため、これらの上位計画で、東京の都市計画の大きな方針、個別分野の方針を定めて、足立区の都市計画マスタープランや、用途地域、道路・公園などの都市施設等をコントロールする役割がでございます。言うなれば、東京のまちづくりはどうすればいいのかということの、本当の上位の計画で、こちらが都市計画区域マスタープランや3方針でございます。

次に、今回の見直しについてご説明します。

3方針につきましては、おおむね5年ごとに見直しを行っております。平成16年に策定されました、現在改定作業中の都市計画区域マスタープラン、3方針は、前回の改定以後に策定された各種計画との

整合を図ることにより、市街地の計画的な再開発、良好な住宅市街地の形成、また、木造密集地の整備促進などを進めていくことを目的として、冒頭にも申し上げましたが、東京都にて改定を行うものでございます。

後ほど委員の皆様には今後のスケジュールについてご説明申し上げますが、東京都では平成26年度に都市計画の変更を行う準備を進めております。今後、素案の作成を区に依頼する予定でございます。区ではそれに備えた作業を進めておりまして、今回その状況について、改めてご報告させていただきたいと考えてございます。

恐れ入ります、2ページをごらんください。2の都市再開発の方針の改定についてご説明いたします。

方針の目的と内容でございますが、都市再開発の方針は、市街化区域における市街地の再開発に関する各種施策を長期的かつ総合的な観点から体系づけた都市再開発のマスタープランとなっております。

本方針における再開発でございますが、いわゆる市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的開発にとどまらず、地区計画等の規制誘導手法による修復型のまちづくり、また、特定の市街地の整備を目的とした助成事業、工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等も含まれております。

次に、本方針を策定することによる主な効果でございます。市街地の再開発の基本的方針を明らかにすることで、再開発の積極的な推進を図るなど、記載のとおり効果がございます。

次に(1)、区内の都市再開発の方針の指定状況でございます。現在定めております「計画的に再開発が必要な市街地」、通称「1号市街地」と呼んでございます。こちらが、荒川、隅田川、中川、この3河川は市街化調整区域になっておりますので、この区域を除く区内全域が指定されております。

1号市街地の中で「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」を通称

「2号地区」と呼んでおります。こちらが54地区指定されております。

1号市街地のうち、2号地区に至らないのですが、今後の再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共、民間の役割を明確にしていくべき地区として、これは通称「誘導地区」と呼んでおりますが、こちらが19地区指定されております。

恐れ入ります、引き続き3ページをお開きいただきたいと思っております。見直しの基本的な考え方についてご説明申し上げます。

2号地区は、ア)からエ)までの、記載のとおり地区について検討するものでございます。再開発に係る事業が全て完了した地区につきましては、原則として1号市街地に変更するなど、4点を基本的な考えとして見直しを行ってまいります。

引き続き、4ページをごらんいただきたいと思っております。(3)、変更素案についてご報告いたします。区としましては、既に決定されている2号地区、54地区、面積約1,830.5ヘクタールですが、今回区域を変更する地区が11地区、今回2号地区を1号市街地とする地区が11地区、今回新規に追加する地区が3地区でございます。変更後の地区数は46地区、面積1,460.7ヘクタールとして変更素案を策定しているところでございます。

誘導地区につきましては、既に19地区が決定されております。今回区域を変更する地区が1地区、今回2号地区に変更する地区が3地区、今回新規に追加する地区が1地区としまして、変更後の地区数19地区として、こちらも変更素案を策定しているところでございます。

恐れ入ります、5ページをお開きください。都市再開発の方針の新旧対照総括図となっております。凡例を記載させていただいておりますが、既定、新規、廃止の地区に区域分けをしております。こちらにつきましては、今後まちづくりを進めていく地区をあらわしているものをご認識いただきたいと思います。

全ての地区をご説明しますと長くなりますので、特に、今後動きがあると思われる地区についてご紹介いたします。皆様のモニターにもその位置を表示いたしますので、参考にしていただきたいと思います。

今後変わっていく主な地区でございますが、面的なまちづくりを行っていく地区としまして、後ほど報告事項でも触れますが、鉄道高架化の竹ノ塚駅周辺地区、都市再生機構による団地再生事業を行っております花畑五丁目地区がございます。また、密集市街地の改善を行っていく地区としまして、早期に整備すべき特定整備路線でございますが、こちらを含む西新井駅西口周辺地区や足立一・二・三・四丁目地区、また、柳原地区がございます。

また、都市計画道路の整備進捗に応じたまちづくりを進めていく必要性がある地区としまして、補助140号線沿道地区や補助261号線沿道地区がございます。

恐れ入ります、7ページをごらんください。変更内容の詳細について記載しております。地区番号が足.2から9ページの足.69までになっております。こちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましては、2号地区の地区番号、名称、現行面積、変更(案)面積、主な変更内容、変更理由を記載させていただきました。なお、この表組みの欠番についてでございますが、既に事業が終了して、先ほどもご説明しましたが、1号市街地に変更しているものでございます。

表中の主な変更内容の「時点修正」と記載されているところがございますが、目標や方針の文言の整理、各種事業の進捗の修正など、東京都の指示による修正をあらわしております。

「廃止」と記載されておりますのは、事業が完了し、2号地区から1号市街地への変更をあらわしてございます。

引き続き、恐れ入ります、10ページをごらんいただきたいと思っております。地区番号が足.Aから足.

ナまでの誘導地区の指定状況と変更箇所の一覧表でございます。こちらは、誘導地区の地区番号、誘導地区の名称、おおむねの位置、主な変更内容、変更理由を記載させていただいております。

都市再開発の方針の変更素案の説明は以上でございます。

引き続き、3でございます。住宅市街地の開発整備の方針の改定についてご説明いたします。11ページをごらんいただきたいと思っております。

こちら、まず初めに、方針の目的と内容でございます。

住宅市街地の開発整備の方針でございますが、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、長期的かつ総合的なマスタープランとしての位置づけがございます。住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業の効果的な実施、民間の建築活動を適切に誘導するものでございます。

また、住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅地の整備等の方針を定めるとともに、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、または開発すべき市街化区域における相当規模の地区等を重点地区として指定するものです。

次に、本方針を策定することによる主な効果でございます。住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導など、記載のとりの効果がございます。

次に、区内の住宅市街地の開発整備の方針の指定状況でございますが、現在、重点地区は52地区指定されております。

次に、見直しの基本的な考え方についてご説明いたします。重点地区は、原則として、住生活基本法に基づく重点供給地域において定めるなど、4点を基本的な考えとして見直しを行います。

恐れ入ります、12ページをごらんください。変更素案についてご説明申し上げます。区としましては、既に決定されております重点地区52地区、約

2,560ヘクタールでございますが、新規に追加する地区が2地区、今回区域を変更する地区が15地区、今回廃止する地区が3地区として、変更後の地区数51地区、面積約2,577ヘクタールとして変更素案を策定しているところでございます。

続いて、13ページをごらんいただきたいと思います。住宅市街地の開発整備の方針の新旧対照総括図でございます。先ほどの都市再開発の方針等と同様に、既定、新規追加、廃止の区域に区域分けしてございます。今後、重点的に住宅供給が行われる地区をあらわしてございますが、区内には公営住宅が多数ございます。建替え事業等により住宅供給が増加する地区をお示ししておりますので、モニターも参考にござんていただきたいと思います。

主な地区でございますが、桑袋・花畑地区、図で示しているところでございます。以下、舎人、古千谷本町、西伊興、東伊興地区、また、保塚町地区、花畑七・八丁目地区、宮城一丁目地区がございまして、

引き続き、15ページをごらんいただきたいと思います。変更内容の詳細でございますが、地区番号足.1から17ページの足.64まででございます。こちらは、重点地区の地区番号、名称、現行面積、変更(案)面積、主な変更内容、変更理由を記載してございます。

住宅市街地の開発整備の方針の素案説明については以上でございます。

続きまして、防災街区整備方針の改定についてご説明いたします。18ページをお開きください。

方針の目的、内容についてご説明いたします。

防災街区整備方針でございますが、防災上危険性の高い木造密集地域におきまして、計画的な再開発、開発整備によりまして、延焼防止機能、避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するものでございます。

区内でも関原一丁目で行われております防災街区整備事業、また、区内4地区指定しております防災

街区整備地区計画等の個別の都市計画の上位に位置づけられております。特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を防災再開発促進地区として指定するものです。

また、この方針を策定することによる主な効果でございますが、耐火建築物等への建替え促進など、記載のとおり効果がございまして、

次に、区内の防災街区整備方針の指定状況でございます。現在、先ほどもご説明申し上げました防災再開発促進地区が4地区指定されております。

次に、見直しの基本的な考え方についてご説明いたします。

都市計画区域マスタープラン、区市町村の都市計画に関する基本的な方針等において、防災街区の整備の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区を選定するなど、記載の3点を基本的な考え方として見直しを行うものです。

引き続き、19ページをごらんいただきたいと思います。変更素案についてご報告いたします。

既に決定されている防災再開発促進地区4地区、面積約177.6ヘクタールです。新規に追加する地区が1地区、今回区域を変更する地区が2地区、変更後の地区数が5地区になります。面積が約223.2ヘクタールとして変更素案を策定するものでございます。

地区番号が足.1から足.5までの防災再開発促進地区の指定状況と変更箇所の一覧を示してございます。こちらも同様に、地区番号、名称、現行面積等を記載してございます。

恐れ入ります、21ページをごらんください。防災街区整備方針の新旧対照総括図でございます。密集市街地の改善のため、足立一・二・三・四丁目地区や西新井駅西口周辺地区につきましては、区域の拡大を行います。柳原地区については新たに追加指定を行うものでございます。

以上で防災街区整備方針の変更素案についてのご説明を終わります。

最後でございます。23ページをごらんいただきたいと思ひます。都市計画手続の今後のスケジュールについてご説明いたします。

平成25年2月でございますが、今回の都市再開発方針等の改定の概要につきましては、第44回の足立区都市計画審議会でご報告させていただきました。来年度の東京都における改定に向け、庁内、東京都と調整を図った上で、変更素案の内容について当審議会に本日ご報告させていただきました。今後の予定でございますが、変更素案をもとに東京都において公聴会、原案の縦覧、案の縦覧を行います。その後、足立区都市計画審議会にて、東京都からの意見照会ということで、議案審議となります。その上で、東京都都市計画審議会にて最終的な審議を行いまして、平成26年度内に都市計画決定と告示を行う予定でございます。

以上で都市再開発方針等の改定について、ご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

長塩会長 ただいま説明いただいた報告について、ご意見、質問がありましたら、お願いします。

なければ、続きまして、報告事項2、「竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画について」、高橋竹の塚整備推進課長から説明を願ひますが、簡明に願ひします。

高橋竹の塚整備推進課長 竹の塚整備推進課長の高橋でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

私からは、竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画についてご報告いたします。

竹ノ塚駅周辺につきましては、平成23年2月に行われた都市計画審議会におきまして、東京都市計画都市高速鉄道東武伊勢崎線の変更、東京都市計画道路区画街路足立区画街路第14号線の変更、東京都市計画道路駅付近広場及び街路竹ノ塚駅付近広場1の変更、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の変更について、ご審議をいただいております。

位置関係につきましては、現在、画面上に示させていただいております都市計画位置図にてご確認願ひたいと思ひます。

まちづくりに関しましては、今まで数回審議会においてご報告させていただいておりますが、今回は地区まちづくり計画（案）を中心にご報告させていただきます。お配りしました資料は、7ページで構成されております報告説明資料2と、竹ノ塚駅周辺現況写真、竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画（案）、以上3点となります。

また、資料につきましては、説明にあわせて画面にも表示させていただいております。ご一緒にご確認いただければと思ひます。

では、報告説明資料の1ページをごらん願ひます。

1. 趣旨でございます。竹ノ塚駅周辺地区は、足立区都市計画マスタープランにおきまして、区北部地域の拠点と位置づけられております。こちらに記載のとおり、駅前にふさわしい環境の創出を図っていくこととされております。

大きな課題となっている東武伊勢崎線による東西地域の分断や、踏切の遮断により発生する慢性的な交通渋滞については、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近連続立体交差事業により解消されることとなります。この事業は平成24年11月に着工し、鋭意施工を進めております。また、事業にあわせまして、都市基盤の整備やまちづくりも進めております。まちづくりににつきましては、地元の皆様と協働したまちづくりを進めるために、地元町会、自治会、商店街などの代表の方々と足立区で形成するまちづくり連絡会を平成19年2月に発足し、さまざまな検討を地元の皆様との協働により進めてまいりました。

そして、平成20年12月に地区まちづくり構想を策定し、竹ノ塚駅周辺地区におきまして、まちづくりを具体的に進めていく区域をまとめました。このまちづくり構想区域約100ヘクタールのうち、鉄道高架化や都市計画道路などの都市基盤整備が進む駅周辺の約42ヘクタールを中央ブロックと定め、

平成21年3月に地区まちづくり計画（素案）についての地元説明会を開催させていただいております。

そして、先月の28日に、地区まちづくり計画（案）についての地元の説明会も開催させていただいております。本日は、この地区まちづくり計画（案）及び今後のスケジュールについてご報告するものでございます。

報告説明資料の2ページでは、竹ノ塚駅の位置を示しております。

また、報告説明資料3ページでは、地区まちづくり構想の区域を示しております。この区域を、北、中央、南の3ブロックに分割しております。本日説明させていただきます地区まちづくり計画（案）の区域は、中央ブロックとなります。

では、続きまして、この中央ブロックの地区計画及び都市計画事業等についてご説明させていただきます。報告説明資料の4ページと5ページをあわせてごらん願いたいと思います。

4. 都市計画となります。まずは表の左側、地区計画についてご説明いたします。今回、地区まちづくり計画の策定を進めております中央ブロックには既に2つの地区計画が策定されております。

1つ目が、北側にあります足立北部地域東伊興地区地区計画となります。5ページでは、点線で囲まれた範囲となっております。区域面積は約93.9ヘクタールとなり、平成16年6月に策定されております。こちらは今後順次進めてまいりますまちづくり構想区域の北ブロックがメインとなる地区計画でございますが、一部この中央ブロックに含まれております。その一部とは、5ページの図面でいいますと、中央付近の紫色の箇所となります。

2つ目の地区計画が、竹ノ塚駅西口周辺の竹ノ塚駅西口地区地区計画となります。区域面積は約2.4ヘクタールとなり、平成6年4月に策定しております。位置といたしましては、5ページの図面の、中央の青の点線で囲った箇所となります。この区域のうち南側が竹ノ塚駅西口南地区第一種市街地再開

発事業を実施した区域となります。地区面積は約0.9ヘクタールとなり、エミエルタワー竹ノ塚として、地上27階の高層マンションとなっております。

では、お手数ですが、お手元に配付しております竹ノ塚駅周辺現況写真その1、左上の赤山街道（西口再開発）をごらんください。この写真の右側に写っております高層マンションがエミエルタワー竹ノ塚となります。

では、報告説明資料に戻させていただきます。5ページの図面ですと、竹ノ塚駅西口地区地区計画の範囲内の、青でハッチングしている箇所となります。この竹ノ塚駅西口地区地区計画区域につきましては、再開発事業以外の区域は方針地域となっております。以上が地区計画となります。

では、続きまして、連続立体交差事業等についてご説明させていただきます。資料の4ページに戻しまして、表の右側をごらんください。

1つ目が、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近を高架化する東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近連続立体交差事業となります。事業期間は平成23年12月20日から平成33年3月31日までを予定しております。なお、事業区間といたしましては、5ページの図面の中央、南北に延びるハッチングの箇所となります。

2つ目が、竹ノ塚駅西口に新しい駅前広場と区画街路を築造する足立区画街路第14号線事業となります。事業期間は平成23年12月20日から平成27年3月31日までとなっておりますが、一部事業認可の未取得部分があるため、今後、期間及び区域を変更する予定でございます。なお、位置といたしましては、5ページの図面のちょうど真ん中の黄色の箇所となります。先ほどご確認していただきました現況写真の左下の写真が西口駅前広場の現況となります。

3つ目が、現況の竹ノ塚駅東口の駅前広場を拡張する竹ノ塚駅付近広場1及び竹ノ塚駅付近街路1となります。この拡張部分は、5ページの図面の真ん中付近の緑色の箇所となります。現況写真の右下の

写真が東口駅前広場の現況となります。拡張する箇所は、この写真の右側の白い建物部分となります。なお、事業認可は今後取得してまいります。

4つ目が、東京都が施行する補助第261号線でございます。現在、伊興小学校から竹ノ塚駅付近までの区間について、東京都が事業認可取得の準備を進めております。なお、今回の中央ブロックにおける位置といたしましては、5ページの図面の中央付近、足立区画街路第14号線と接続する、だいたい色で表示している箇所となります。

以上が都市計画事業となります。

では、続きまして、まちづくりの現在までの経緯をご説明させていただきます。報告説明資料の6ページをごらん願います。

5. まちづくり等の経緯となります。ごらんのとおり、竹ノ塚駅周辺地区では、平成19年2月にまちづくり連絡会が発足し、これまでに準備会と合わせまして計42回開催させていただいております。平成19年5月と平成20年2月には、地元の皆様にまちづくりについてアンケートを実施させていただきました。このアンケートにより、地域の主な課題を整理し、地区まちづくり構想等の作成に取り組んでまいりました。

そして、平成20年9月に地区まちづくり構想案の説明会を開催させていただいております。その後、12月には地区まちづくり構想を策定し、平成21年3月には、この構想を受けた中央ブロックの地区まちづくり計画(素案)の説明会を開催させていただきました。この素案の内容に基づいて、地区まちづくり計画(案)の検討を地元の皆様と進め、先月の28日に説明会を開催いたしました。こちらには約80名の皆様にご参加いただきました。

質疑では、駅周辺の駐輪場の整備や自動車交通の安全対策についての質問がございました。これらの質問に対して、高架下を利用した駐輪場整備を検討していくことや、これまで竹ノ塚や西新井で行った自転車レーンの社会実験の結果を踏まえた自転車交

通対策を検討していくことなどをご回答させていただいております。また、にぎわい創出のため、UR都市機構や東武鉄道との協力体制の構築、また、防犯にも配慮してほしいというようなご意見もいただいております。

以上が、まちづくりの現在までの経緯となります。

では、地区まちづくり計画(案)の内容についてご説明させていただきます。報告説明資料の6ページをごらんください。

6. 地区まちづくり計画(案)についてとなります。今回の地区まちづくり計画(案)の範囲となる中央ブロックについてですが、この地区の特徴といたしまして、駅周辺に商店街が広がり、商業店舗が建ち並ぶ路線が複数存在していることが挙げられます。この点について、別に配付しております現況写真の資料の2枚目、竹ノ塚駅周辺現況写真その2を用いましてご説明させていただきます。

まず、左上の カリンロード商店街をごらんください。この商店街は竹ノ塚駅周辺の主要な商店街の1つであり、駅周辺のにぎわい創出の役割を担う重要な路線として位置づけております。

次に、左下の 第38号踏切東側をごらんください。この路線は、現在、駅北側の第38号踏切によって分断されている路線となります。ごらんいただいておりますのは踏切東側の写真となります。

次に、同じ路線の西側を写しました 第38号踏切西側をごらんください。ごらんいただきますとわかるように、東西において商業の店舗が建ち並ぶ路線となっておりますが、今回の鉄道高架化によって踏切が解消され、歩行者の回遊性が向上されることから、今まで以上に商業の活性化が期待できる路線であると考えております。

このように、駅周辺に商店街などが広がる地域であることや、連続立体交差事業などの都市基盤整備が実施される地域であることなどの特徴を踏まえ、今回の地区まちづくり計画(案)を策定いたしました。

では、地区まちづくり計画（案）の内容につきまして、別冊で配付しております竹ノ塚駅周辺地区の地区まちづくり計画（案）を用いてご説明させていただきます。

まず、1ページをごらん願いたいと思います。こちらでは、区域及びまちづくりの基本目標について説明しております。この42ヘクタールの範囲となります。

続きまして2ページでございますが、土地利用の方針についてご説明させていただいております。ここでは、現況の土地利用、さらに、目指すべき将来像をもとに、中央ブロックの地区ごとの土地利用の方針を定めております。

続きまして、3ページでございます。こちらでは、みちづくりの方針について示させていただいております。自動車ネットワーク、また、歩行者・自転車ネットワークを構築し、安全で快適なまちづくりを進めることを方針として示させていただいております。

続きまして、4ページでございます。みどりづくりの方針でございます。こちらでは、緑空間の創出や、緑化による快適な住環境づくりを進めるための、みどりづくりの方針を示させていただいております。

最後に、お手元の報告説明資料の7ページを再度ごらん願います。先ほどご説明させていただきました地区まちづくり計画（案）ですが、来月の策定を目標に進めております。その後は地区計画策定に向けました動きとなりますが、まず、来年の6月ごろに本足立区都市計画審議会に改めてまちづくりの状況と今後のスケジュールをご報告させていただく予定です。そして、8月ごろに都市計画原案の説明会等を開催させていただきたいと思っております。

その後、東京都へ用途容積の変更の依頼、都市計画案の公告及び縦覧、足立区都市計画審議会地区計画の審議、東京都都市計画審議会での用途変更の審議などを行い、平成26年度内に地区計画、また用途変更の告示を目指してまいりたいと思っております。

ます。

具体的な地区計画の内容や変更する用途地域等につきましては、現在、東京都と協議を進めております。来年の6月ごろに開催される予定の足立区都市計画審議会におきまして、改めてまたこちらの件につきましてご報告させていただきます。

以上をもちまして、竹ノ塚駅周辺地区（中央ブロック）地区まちづくり計画（案）につきましてのご報告を終わらせていただきます。以上でございます。

長塩会長 たいま説明いただきました報告について、ご意見、質問がありましたら、お願いします。直江委員。

直江委員 ありがとうございます。

前回、花畑地域のまちづくりの説明のときには、花畑団地の建替えと連携したまちづくりの取り組み報告がありましたけれども、今回、竹ノ塚駅については、竹ノ塚の駅前から第1、第2、第3と大規模団地がありますが、その団地との連携はどうかということと、それから、竹ノ塚駅の隣の西新井駅の場合は、アリオや新しいマンション群などで若い世代の活性化が駅再開発とともに進んだと思いますけれども、竹ノ塚駅の場合は、古い団地がそのままあるということで、高齢化が顕著だと思えます。この高齢化に対するまちづくりへの配慮というのはどのように盛り込まれていますか。

以上です。

高橋竹の塚整備推進課長 まず1点目、団地を所有していますURとか都営住宅等のお話、そちらとの連携という点かなと1点目は思いますが、よろしいでしょうか。

直江委員 はい。

高橋竹の塚整備推進課長 現在、UR賃貸住宅は駅前東口等に建っておりますが、URとの協議等の中では、まだ建替え等の計画はURさんとしては持っていないというところです。ですが、私ども、今まちづくりを進める中で、やはり核となる、駅の顔となる部分でございます。今後、ではどういう形で

そういった建替え等を行っていくのか、今、勉強会等をさせていただいているところでございます。またこれも進行状況に応じまして、地域の皆様等にはお知らせしていきたいと考えておりますが、現在の中では、将来の建替え等も見越した中でのまちづくりを誘導していきたいと考えております。

2点目、高齢化。これはやはり非常に難しい問題ではございますが、やはりまちの、今、竹の塚の大きな課題となりますのが、東と西が大きく分断されている点ではないかと考えております。そのために、それぞれのエリアになかなか行き来ができない。これは、鉄道の高架化によりまして、踏切がなくなり、また、東西の回遊性を高めるということが可能になっております。私たち、高齢社会になりまして、大きく回れるまち、点で動くだけではなく、竹の塚周辺を大きく回れるようなまちということで、若い方々を呼んでまいりたいなというように考えております。

以上でございます。

長塩会長 よろしいですか。

直江委員 はい。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 何点か伺いたいと思います。

今のお話にも運動するのですけれども、いわゆる東口のUR、正面のですね、あそこの話し合いはもうついたという認識でよろしいのですか。

長塩会長 課長。

高橋竹の塚整備推進課長 現在の、正面に建っております建物は、東口の駅前広場の中を含める形で都市計画の決定をさせていただいております。この点につきましては、既に都市計画を決定させていただいておりますので、お話とすれば済んでいるのか。ただし、その施工の時期、やはり今お住まいの方もいらっしゃいます。1階には店舗等もございます。こちらのほうの施工の時期につきましては、現在まだ調整している段階でございます。具体の時期についてはまだ未定でございます。こちらのほうにつき

ましては、その内容、進行に従いまして、きちんと都市計画の手續に沿った形でご説明等もまたさせていただきたいと思っております。

くぼた委員 わかりました。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 それと、いわゆる261の問題なのですけれども、この261の最新の情報というか、これは都施行にはなるのだけれども、これが通らない限りは、西口のところを幾らうちのほうで開発しても一体性がなくなるので、その261の最新の情報というか、どんな計画で都のほうから、うちとの施行の連動性、その辺のところをちょっとお聞きしたいのですが。

長塩会長 課長。

高橋竹の塚整備推進課長 今ご説明させていただいた図面の中でも北側に位置しております都市計画道路が261号線でございます。こちらのほうにつきまして、東京都が施行している、今、委員がおっしゃったとおりなのですが、たしか去年の10月ぐらいに用地測量の説明会を開催しております。その用地の測量、これは実際にどのエリアに道路が入ってくるかという部分を定めるための測量でございますが、今、東京都でその作業を進めております。こちらのほうは順調に進んでいると聞いております。

では、実際に事業に入るのはどのぐらいかと。私も先週、地区まちづくり計画案の説明会を開催しております。委員のようなご質問を当然想定しております。ただ、具体の事業認可の取得時期等についてはまだ未定ですということ聞いております。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 最後なのですけれども、261はそんな形で、ぜひ連携をとってやっていただきたいと思いますのですけれども、あと、先ほど現況の写真を見させていただいて、いわゆる小踏切ですね、こちらのほうの、東口、西口側の現況の写真があるので、この辺を見ますと、最終的には歩行者の自転車ネットワークというか、その辺のところ、安

心・安全のまちづくりというところを含めて見ていくと、どうしても電柱がやっぱり気になるのですよね。この電柱に関しては、当然、東電の仕事になるかと思うのですが、いわゆる地中化も含めた電柱の部分。電柱だけではないのだけれども、いわゆるこの小踏切のところを、将来、高架化になったときには、やっぱり人の回遊性というのは非常に期待できると思うのです。その部分での電柱対策というのは、現段階においては、区はどんなふうに考えておられるのですか。

長塩会長 課長。

高橋竹の塚整備推進課長 駅の北側のところにあります、38号踏切と私ども申し上げておりますが、こちらの部分。ちょうどこちらの西側につきましては、今ご説明させていただきました区画街路の第14号線、駅前広場になる部分でございます。当然、駅前広場になりますと、竹の塚の顔の1つとなります。今、委員ご指摘のような電柱の地中化、電線類の地中化ですね、こちらは当然のこととして、駅前広場の空間づくりとして、私どもは実施していきたいと考えております。

長塩会長 部長。

岡野専門委員 都市建設部長の岡野でございます。今、課長が申し上げたのは、ちょうど踏切通りと西口の駅前広場が重複する部分については、電線類の地中化は何とかしていきたいということでございますが、その本線の部分というか、両端の部分につきましては、実はこの道路は古くからの道路でございまして、埋設物が非常に多いのです。実は、私、ここの下水道の設計をした経緯がありまして、下水道を埋設するにもかなりの苦勞をしたという経緯があって、全線電線類を地中化するというのはそう簡単ではないというのが現状でございます。ただ、電線を見えなくする方法についてはいろいろ工夫する余地がございますので、そういう件については、この全体の計画の中では当然検討していきたいと考えております。

長塩会長 いいですか。

くぼた委員 はい。

長塩会長 他にありますか。

なければ、続きまして報告事項3、「西新井栄公園の都市計画変更について」、長島みどり推進課長から説明願います。

長島みどり推進課長 青色の報告説明資料3をごらんください。

1ページ目で、趣旨。本公園の位置は後ほどご説明しますが、位置する西新井駅西口周辺地区は、東京都防災都市づくり推進計画において重点整備地域に指定されており、基盤整備事業が進められております。このうち、木造密集地域で整備を進めている主要区画道路が本公園に一部かかっていることから、従前の公園面積を確保するため本公園の区域を変更したいので、報告いたします。

なお、今回の変更は、主要区画道路にかかる部分に相当する面積を、隣接する足立区土地開発公社用地に代替するものでございます。

2ページをごらんください。位置図です。西新井駅から南に150メートルの位置でございます。

3ページをごらんください。次に、変更の都市計画と重複する主要区画道路ですが、この図面の中の「主区」と書いてあり、図面の右からカーブして左へ向かう丸の点で表示してある道路が主要区画道路でございます。

4ページをごらんください。都市計画の変更内容でございます。西新井栄公園が主要区画道路と重なる部分の面積は9.81平方メートルでございます。この公園の南東側の区有地を9.81分だけ公園区域に入れさせていただいて、面積を同等程度とするというような区域の変更でございます。

5ページが変更のイメージ図で、中央部の主要区画が12メートルで東西に走っておりますが、ここに当たる「削除」と書いてある9.81平米を隣の追加の9.81平米に変更させていただいて、同面積を確保するものでございます。

6ページをごらんください。経緯でございますが、昭和54年1月に西新井栄公園として都市計画決定したものでございます。今後のスケジュールとしましては、東京都協議を来年の3月に進めさせていただいて、案の公告を平成26年5月、縦覧及び意見書提出期間を26年5月、都市計画審議会、26年6月に予定されております審議会にかけさせていただいて、決定告示を26年7月というような予定で考えております。

以上で報告の説明を終了いたします。

長塩会長 ただいま説明いただいた報告について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

長塩会長 なければ、続きまして報告事項4、「川口市の都市計画変更について」、真鍋住宅・都市計画課長から説明願います。

真鍋幹事 住宅・都市計画課、真鍋からご報告申し上げます。表紙が黄色の「川口市の都市計画変更について」でございます。

この件につきましては、前回の審議会でもご報告させていただきましたが、平成23年10月11日に川口市と鳩ヶ谷市が合併したものでございます。新たな川口市が誕生したことから、都市計画の図書等に一部そごが生じておる関係から、今回、埼玉県及び川口市が都市計画変更するものについて、足立区に意見照会があったものでございます。

1の趣旨、目的、概要については以上でございます。

資料をおめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。意見照会のあった対象の道路でございますが、記載のとおりでございます。具体的に言いますと、首都高川口線とその下に走っている道路が足立区を通過しておりますので、この関係で意見照会があったものでございます。

続きまして、3ページの、都市計画案の内容でございます。既にできている道路でございますので、

この道路を変更するものではございませんで、都市計画の図書について、先ほども申し上げましたが、そごが生じているところの時点修正をしたというところでございます。

新旧対照表になっておりますが、下線を引いているところが今回変更になったところでございます。こちらが3ページ、4ページ、続けて記載してございます。お目通しいただきたいと思っております。

最後の5ページでございます。これまでの経緯と今後のスケジュールでございますが、私ども足立区への意見照会が9月20日にございましたが、特に問題がございませんでしたので、10月17日に支障なしと回答してございます。なお、埼玉県の都市計画審議会が11月28日ですので、既に開かれておりまして、特に問題がなかったというふうに聞いてございますので、埼玉県におきましては、26年2月に決定告示を行うものでございます。繰り返になりますが、足立区については特に支障がございませんでしたので、支障なしと回答さしあげたものでございます。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

長塩会長 ただいま説明いただいた報告について、ご意見、質問がありましたら、お願いいたします。

なければ、これにて本日の議案審議は終了といたします。

これより、会の進行を事務局にお願いします。

真鍋幹事 長塩会長、議事進行ありがとうございました。また、事務局側で途中で議事中断したことを深くおわびします。申しわけございませんでした。

最後に、その他としまして連絡事項が2つございます。

1点でございます。委員の皆様のご協力をいただきまして、今回から報酬のお支払い方法につきましては、現金から銀行振込とさせていただきます。繰り返になりますが、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

続いて、2つ目でございます。次回の第47回都市計画審議会でございますが、議案の協議の進行具合によりまして、一応予定では来年の6月ごろを予定してございます。事前に委員の皆様にはご案内申し上げますので、その際にはご出席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

皆様から特にならぬようございましたら、これをもちまして第46回足立区都市計画審議会を閉会させていただきます。今日は、ご審議賜りまして、まことにありがとうございました。

また、事務局からご案内申し上げます。本日お車で越しの委員の皆様、事務局で駐車券をご用意してございますので、お申しつけください。

もう1点でございます。事務局で上着をお預かりしております。お忘れにならないようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。